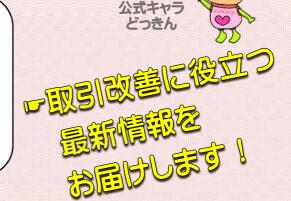
\中小企業の皆様へ☆取引改善のススメ/

出張リトリテキ会議

<取引適正化推進>

♥□『労務費指針』を策定しました!

狙いは、賃上げ原資を確保するための 『労務費の価格転嫁』でございます。





□『手形期間等の新ルール』

受託企業の資金繰り負担軽減のため、代金支払いに関する手形等のサイトは60日以内となります。

物価高だし、従業員の 給料を上げてあげたい、 だけど元手が… 資金繰りが 大変なんだけどな



【本件の照会先】

公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課(指導班)

03 (3581) 3375 (直通)

サプライチェーン全体の取引適正化をめざして!

労務費指針は、企業間取引の価格転嫁を支援します!

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(略称は「労務費指針」です)」を公表しました。狙いは、転嫁しづらい労務費に関し、賃上げ原資確保のための価格交渉を促進すること!!この指針のポイントは、発注者として採るべき行動(6項目)に加え、受注者が採るべき行動(4項目)及び発注者・受注者の双方が採るべき行動(2項目)を明示したことにあります。

少とくに値上げ要請の根拠資料として公表資料の活用を説いた項目は、労務費だけでなく、原材料費、エネルギーコスト等の上昇局面での価格交渉においても応用できます (発注者の行動③、受注者の行動②)!



コスト上昇局面での受取り代金据置きをなんとかしたい!

今回の下請法運用基準の改正は、親事業者の禁止行為である「買いたたき」の違反要件のうち、 「通常支払われる対価(通常の対価)」の把握が困難な場合の取扱いに関するものです。

具体的には、コストが著しく上昇して通常の対価(市価)の把握が困難な局面においても、コスト上昇分について公表資料により把握可能な場合はそれを活用することで、「コスト上昇局面における取引価格の据置き」行為は「買いたたき」に該当し得るという下請法の執行方針を示しています。

/テコスト上昇局面における価格交渉の際は、公表資料を活用しましょう!



受注者側の企業ですが、資金繰りを改善したい!

手形、一括決済方式、電子記録債権(以下「手形等」という。)が下請代金の支払手段として用いられた場合の手形サイト等に係る下請法の指導基準は、これまで120日(繊維業は90日)でした。

今回の改正で、この指導基準を全業種60日以内に短縮し、60 日を超える長期の手形等は禁止規定に違反するおそれがあるものとして指導の対象とする下請法の執行方針を明らかにしたものです。この改正を契機として、サプライチェーン全体の取引適正化が推進されることが期待されています。

♂受取手形等のサイトは60日以内!受注者の資金繰り改善が期待できます。



~ くわしく知りたい方は、下記の相談窓口までお問い合わせください。~

(ゼロゼロー110番)

フリーダイヤル 0120-060-110

※固定電話のほか、携帯電話からも御利用いただけます。

※公正取引委員会の本局又は地方事務所等の相談窓口につながります。

【受付時間】10:00~17:00(土日祝日・年末年始を除く。)